

Re-Creation 認証基準

2024 年 10 月制定 (ver.1.0)

2026 年 4 月改定 (Ver.2.0)

一般社団法人 Re-Creation

(改定内容)

Ver.2.0 の改定内容を以下に記載する。

- ・革製品に関する基準を新設
- ・繊維製品の適用範囲に「甲部の主要材料が布製の靴及びその他の履物」を追加
- ・繊維製品の「黒の色褪せ防止」項目における対象素材を追加

<目次>

目的

■繊維製品

1. 適用範囲
2. 対象
3. Re-Creation が考えるバリューチェーンの範囲
4. 用語の定義
5. 協力検査測定機関
6. 認証基準と証明方法
 - 6-1. 社会的要求事項に関する基準と証明方法
 - (1) 雇用倫理
 - (2) 人体への安全性
 - 6-2. 環境要件に関する基準と証明方法
 - (1) 資源循環
 - (1)-1: 易リサイクル設計
 - (1)-2: リサイクル材料(原材料)の使用
 - (2) グリーンハウスガス
 - (3) マイクロプラスチック
 - (3)-1: 洗濯によるマイクロプラスチック排出量の低減
 - (3)-2: 海洋プラスチックごみの削減
 - (4) ファッションロス
 - (5) ロングライフ
 - (5)-1: リペア、メンテナンス
 - (5)-2: 洗濯耐久性
 - (5)-3: 黒の色褪せ防止
 - 6-3. 動物福祉に関する基準と証明方法
 - (1) 羊へのレスポンスビリティ
 - (2) アンゴラ山羊へのレスポンスビリティ
 - (3) アルパカへのレスポンスビリティ
 - (4) アヒル・ガチョウへのレスポンスビリティ
 - 6-4. サプライチェーンの透明性に関する基準と証明方法
 - (1) 透明性の確保
 - 6-5. 地域経済の活性化に関する基準と証明方法
 - (1) Japan made

■革製品

1. 適用範囲
2. 対象
3. 定義
4. 協力検査測定機関
5. 認証基準と証明方法
 - (1) 雇用倫理
 - (2) 人体への安全性
 - (3) リペア・メンテナンス

<目的>

本基準は、企業のサステナビリティへの取り組みを、生活者に正確に届けることを目的として作成したものであり、一般社団法人 Re-Creation が認証する製品における一定の基準を定めたものである。今後の社会環境の変化や技術発展を踏まえて定期的に見直しを行い、常にアップデートされた透明性かつ科学的根拠に基づく信頼性の高い基準としていくことで、Re-Creation 認証製品の信用の向上を目指す。

■ 繊維製品

1. 適用範囲

繊維製品のうち、

- ・外衣(ジャケット、パンツ、スカート、シャツ、セーター等)、下着、靴下・ストッキング・タイツ類、帽子・手袋、寝衣、エプロン、マフラー、ネクタイ、スカーフ、和装、足袋、その他衣服
- ・インテリア製品(カーテン、タオル、布団カバー、毛布等)
- ・布製かばん
- ・甲部の主要材料が布製の靴及びその他の履物(但し、ひもは除く)

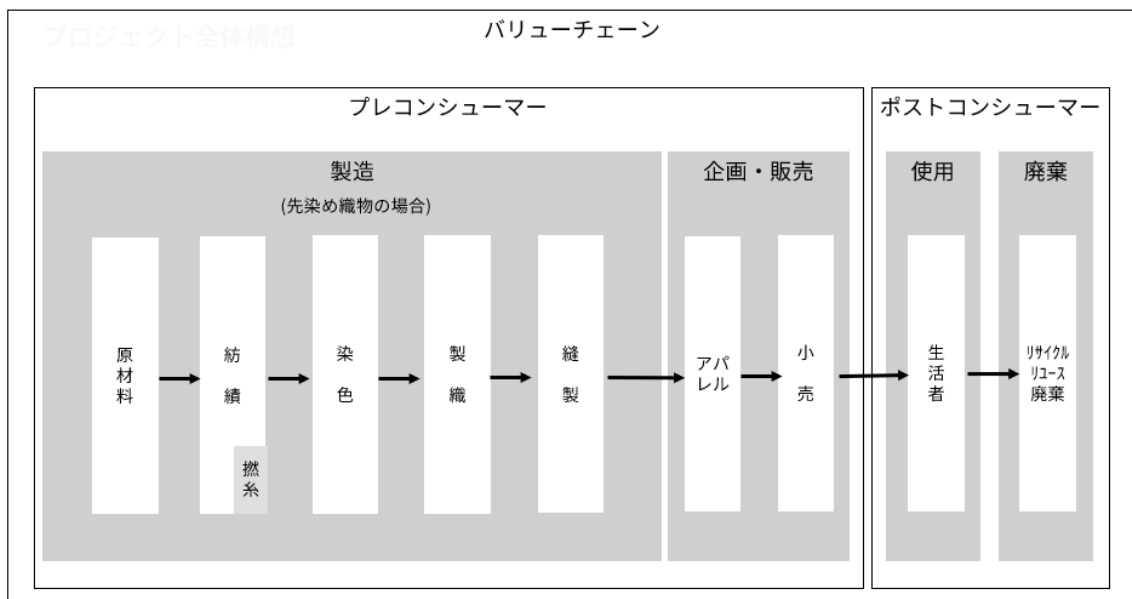
2. 対象

最終製品

※但し、

家庭用品品質表示法に基づく、混用率表示をする部位を対象とする)

3. Re-Creation が考えるバリューチェーンの範囲



4. 用語の定義

・ILO (International Labour Organization) : 国際労働機関

・CFP (Carbon footprint of products) : 製品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される GHG の排出量を CO2 排出量に換算し、製品に表示された数値もしくはそれを表示する仕組み。

・リサイクル材料: プレコンシューマ材料(製造工程における廃棄物の流れから発生する材料。但し、同一の工程で再使用できるものを除く)及びポストコンシューマ材料(使用後に廃棄された材料。家庭から排出されるもの、商業施設等の各種施設から本来の目的のために使用できなくなった製品として発生する材料等)のみを対象とし、廃棄物として処分されるはずの材料から再加工され、最終製品に使用される材料。

・オーシャンバウンドプラスチック: 海岸から 50km 以内の内陸部に廃棄されているプラスチック。

5. 協力検査測定機関

<人体への安全性>

- ・一般財団法人ニッセンケン品質評価センター

<https://nissenken.or.jp>

<グリーンハウスガス>

- ・株式会社 BP Lab

<https://www.bplab.info>

<マイクロプラスチック洗濯によるマイクロプラスチック排出量の低減>

- ・Human Centric Laboratory (窓口:伊藤忠ファッションシステム株式会社)

<https://www.ifs.co.jp>

- ・一般財団法人カケンテストセンター

<https://www.kaken.or.jp>

<ロングライフ洗濯耐久性、黒の色褪せ防止>

- ・ISO/IEC 17025 取得の試験検査機関

6. 認証基準と証明方法

6-1. 社会的要求事項に関する基準と証明方法

申請する製品は、以下(1)、(2)のいずれか又は両方の項目を選択し、適合すること。

(1)雇用倫理・・・申請する製品において、下記を遵守していること。

強制労働	ILO 第 29 号、第 105 号を遵守していること
児童労働	ILO 第 138 号、第 182 号を遵守していること
最低賃金	ILO 第 131 号を遵守していること

【強制労働】

<ILO 第 29 号>

[1930 年の強制労働条約\(第 29 号\) \(ilo.org\)](#)

■正式名：強制労働に関する条約

[概要]

すべての強制労働の使用を、できる限り短い期間のうちに廃止することを目的とした条約。この条約で、強制労働というのは、処罰の脅威によって強制され、また、自らが任意に申し出たものでないすべての労働のことである。もともと、純然たる軍事的性質の作業に対し強制兵役法によって強制される労務、国民の通常の市民的義務を構成する労働、裁判所の判決の結果として強要される労務、緊急の場合、例えば戦争、火災、地震、猛烈な流行病その他のような災害またはそのおそれのある場合に強要される労務、軽易な地域社会の労務であって通常の市民的義務と認められる労務などは包含されない。強制労働が完全に廃止されるまでの経過期間中において、例外の措置として使用されるときには、この条約に決めた条件に従わなくてはならない。

<ILO 第 105 号>

[1957 年の強制労働廃止条約\(第 105 号\) \(ilo.org\)](#)

■正式名：強制労働の廃止に関する条約

[概要]

[1930 年の強制労働条約\(第 29 号\)](#) を補強・補完する条約。

この条約を批准する国は、次に掲げる手段、制裁または方法としてのすべての種類の強制労働を廃止し、これを利用しないことを約束する。

- 政治的な圧制もしくは教育の手段、または政治的な見解もしくは既存の政治的・社会的もしくは経済的制度に思想的に反対する見解を抱き、もしくは発表することに対する制裁
- 経済的発展の目的のために、労働力を動員し利用する方法
- 労働規律の手段
- ストライキに参加したことに対する制裁
- 人種的・社会的・国民的または宗教的差別待遇の手段

この条約を批准する国はまた、前記のような強制労働を即刻かつ完全に廃止するために必要な効果的な措置をとることを約束する。

【児童労働】

<ILO 第 138 号>

[1973 年の最低年齢条約\(第 138 号\) \(ilo.org\)](#)

■正式名：就業が認められるための最低年齢に関する条約

[概要]

過去に採択された同分野における 10 条約を改正するこの条約は、児童労働の廃止と若年労働者の労働条件向上を目的に、就業の最低年齢を義務教育終了年齢と定め、いかなる場合も 15 歳を下回ってはならないものとする。しかし、開発途上国の場合は、さしあたり 14 歳とすることも認められる。

若年者の健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業については、最低年齢は 18 歳に引き上げられる。軽易労働については、一定の条件の下に、13 歳以上 15 歳未満の者の就業を認めることができる(途上国の場合には 12 歳以上 14 歳未満)。演劇などへの出演については、例外が認めら

れる。適用範囲は、少なくとも鉱業・土石採取業、製造業、建設業、電気・ガス・水道事業、衛生事業、運輸・倉庫・通信業、農業的企業を含むものとされる。一般教育、職業教育または専門教育のための学校その他の訓練施設等における労働には適用されない。

<ILO 第 182 号>

[1999 年の最悪の形態の児童労働条約\(第 182 号\) \(ilo.org\)](#)

■正式名:最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約

[概要]

1973 年に採択された[最低年齢条約\(第 138 号\)](#)及び[同勧告\(第 146 号\)](#)を補足するものとして、18 歳未満の児童による最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するための即時の効果的な措置を求める。最悪の形態の児童労働は次のように規定される。

- a. 児童の人身売買、武力紛争への強制的徴集を含む強制労働、債務奴隷などのあらゆる形態の奴隷労働またはそれに類似した行為
- b. 売春、ポルノ製造、わいせつな演技のための児童の使用、斡旋、提供
- c. 薬物の生産・取引など、不正な活動に児童を使用、斡旋または提供すること
- d. 児童の健康、安全、道徳を害するおそれのある労働

批准国は刑罰を含み、条約の効果的な実施を確保するための措置を講じる必要がある。児童労働撤廃における教育の重要性に配慮しながら、定められた期限までに、防止、働く児童の児童労働からの引き離し、社会統合、影響からの回復、無償の基礎教育や職業訓練を受ける機会の確保、特別な危険にさらされている児童への援助、女兒の特別な事情の考慮といった目的を達成するための効果的な措置を講じるよう求められている。条約の実施に責任を負う権限ある機関の指定、条約の効果的な実施を監視する適当な仕組みの設置または指定、最悪の形態の児童労働を優先的に撤廃するための行動計画の作成・実施も求められている。社会開発・経済発展、貧困撲滅計画等への支援を含む、国際的な相互協力・援助の強化についても規定される。

[同名の補足的勧告\(第 190 号\) \(正式名\(採択時仮訳\):最悪の形態の児童労働の禁止及び撲滅のための即時の行動に関する勧告\)](#)が同時に採択されている。

【最低賃金】

<ILO 第 131 号>

[1970 年の最低賃金決定条約\(第 131 号\) \(ilo.org\)](#)

■正式名:開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約

[概要]

この条約の批准国は、雇用条件に照らして対象とすることが適当な賃金労働者のすべての集団に適用される最低賃金を決定し、かつ随時調整できる制度を設置する。制度の対象集団の決定は権限ある機関が、関係のある代表的労使団体と合意または十分に協議して行う。最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素には、可能かつ適当である限り、次のものを含む。

1. 労働者と家族の必要であって国内の一般的賃金水準、生計費、社会保障給付及び他の社会的集団の相対的生活水準を考慮したもの
2. 経済的要素(経済発展上の要請、生産性水準並びに高水準の雇用を達成・維持する必要性を含む)

<証明方法>

本項目への適合を利用申請書(別紙1)への記載および、以下3パターンのいずれかの証明書を提出することで証明すること。

パターン A: 第三者認証の証明書(本項への適合が証明できる認証に限る)

パターン B: 生産品証明書(別紙2)および第三者監査機関による工場監査報告書(本項への適合が証明できるものに限る)

パターン C: 生産品証明書(別紙2)および CSR 工場監査要求事項調査票(別紙3)の書類

<レベル分け>

なお、本項への適合は、サプライチェーンの透明性に応じて、以下の3つの工程別にレベル分けを行う。

レベル1:縫製工程のみ適合

レベル2:紡績～縫製までの工程で適合

レベル3:生産プロセスの全工程(原材料～縫製まで)で適合

(2)人体への安全性

申請する製品は、以下の内容に適合していること。

人体への安全性 (有害化学物質の規制)	第三者認証*が求める製品安全性能に関する要求事項を満たしていること。
------------------------	------------------------------------

*エコテックス®の OEKO-TEX®STANDARD100

<証明方法>以下の資料を提出すること。

最終製品の対象部位*において OEKO-TEX®STANDARD100 の付属書 4 の規制値をクリアしていることを証明する資料(試験報告書等)。規制値は最新版を採用していること。

*3項の<対象>を参照

6-2.環境要件に関する基準と証明方法

申請する製品は、以下(1)～(5)のいずれか又は全ての項目を選択し、適合すること。

(1)資源循環

(1)-1:易リサイクル設計

申請する製品は、以下の内容に適合していること。

易リサイクル設計	下記①～④の項目を全て満たしていること(②は該当品のみ) ① 長繊維使用のポリエステル 100%の材料を使用していること ② 起毛素材は、洗濯によるマイクロプラスチック排出量の低減基準に適合していること。 ③ リサイクルしやすい設計になっていることを販売時に表示していること ④ 自社又は他社との取り組みで製品を回収する仕組みを構築し、その情報をケアラベルに表示していること。
----------	--

<証明方法>以下の資料を提出すること。(②は該当品のみ提出)

- ① 製品のケアラベル情報:混用率がわかるもの。副資材指示書等の場合は FINAL 版であること。長繊維を使用していることがわかる資料。
- ② マイクロプラスチック排出量の試験報告書(6項の<協力検査測定機関>の報告書に限る)
- ③ 従来品と比べてリサイクルしやすい設計であることをコンセプトとしている商品であることがわかる資料(製品の企画書、PR 資料、商品説明等)
- ④ 製品のケアラベル情報:使用後の製品を回収する仕組みを構築していることを表示していることがわかる資料。

(1)-2:リサイクル材料(原材料)の使用

申請する製品は、以下の内容に適合していること。

リサイクル材料の使用	製品全体に占めるリサイクル材料の割合が 5～100%であること。製品全体に占める含有量(混用率)を明記すること。
------------	--

<証明方法>以下の資料を提出すること。

・原材料がリサイクル材料であることがわかる資料(原材料情報が記載されている資料、原材料での第三者認証の証明書等)

・製品のケアラベル情報:副資材指示書等の場合は FINAL 版であること。(リサイクル材料の含有量が記載されていること)

(2)グリーンハウスガス

申請する製品は、以下の内容に適合していること。

製品ごとのカーボンフットプリント(CFP)	比較対象品*と比較して 20%以上低減していることをライフサイクルアセスメント(LCA)にて確認していること。
-----------------------	---

*:比較対象品は、自社の従前品で、同アイテム、同仕様、同混用率のものとする。

<仕様>

同仕様とは、デザイン属性が同じものを指す。デザイン属性は以下を目安とする。

プルオーバー:袖丈、首回りのデザイン、着丈、身幅

カーディガン:袖丈、首回りのデザイン、着丈、身幅

ジャケット・ブルゾン:袖丈、首回りのデザイン、着丈、身幅

ワンピース:袖丈、首回りのデザイン、着丈、身幅

パンツ:レングス、シルエット

スカート:レングス、シルエット(cf.プリーツとフレアデザインはデザイン属性が異なるものとする)

シャツ:袖丈、首回りのデザイン、着丈、身幅

コート:袖丈、首回りのデザイン、着丈、身幅

服飾雑貨は対象外とする。

<最終製品の重量>

10%以内を許容範囲とする。

使用する付属は外観上、重量の観点から、従前品及び申請製品で差異のないものとする。

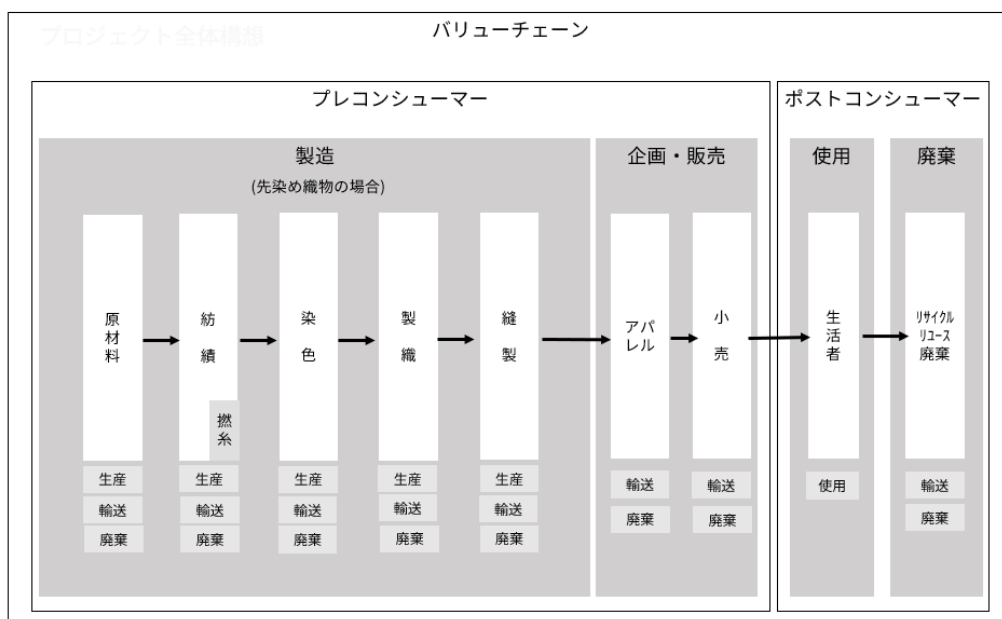
<混用率>

同混用率とは、製品に表示されている混用率の±5%以内の表示であれば同混用率とみなす。

(例えば、従前品が「ポリエステル 65% 綿 35%」の製品の場合、申請製品が「ポリエステル 60% 綿 40%」または「ポリエステル 70% 綿 30%」は同混用率とみなす。)

<算定範囲>

算定範囲は、以下のとおりとする。



<証明方法>以下の資料を提出すること。

- ・カーボンフットプリントの算出結果(CO2 換算)
- ・従前品及び申請製品の仕様書
- ・ケアラベル情報がわかる資料(副資材指示書等の場合は FINAL 版であること)

<レベル分け>

本項への適合は、低減量に応じて、以下の3つのレベル分けを行う。

レベル 1:20%以上-40%未満

レベル 2:40%以上-60%未満

レベル 3:60%以上

(3)マイクロプラスチック

(3)-1:洗濯によるマイクロプラスチック排出量の低減

申請する製品は、フリースやボア用途向けの合成繊維使用の起毛素材を製品の身生地を使用しており、以下の内容に適合していること。

マイクロプラスチック排出量(g/m ²)	0.25 未満	<試験方法> HC Lab 法
----------------------------------	---------	--------------------

※試験方法問い合わせ先:<https://www.ifs.co.jp/lmp>

<証明方法>以下の資料を提出すること。

5 項の<協力検査測定機関>による試験報告書。

試験はバルク生地で実施していること。

試験報告書は発行日から6ヶ月以内のものに限る。

(3)-2:海洋プラスチックごみの削減

申請する製品は、以下の内容に適合していること。

海洋プラスチックごみの削減	オーシャンバウンドプラスチック及びマイクロプラスチックを使用したリサイクル素材を使用していること。
---------------	---

<証明方法>以下の資料を提出すること。

- ・オーシャンバウンドプラスチック及びマイクロプラスチックを使用していることがわかる資料(素材情報資料等)

(4)ファッションロス

申請する製品は、以下の内容に適合していること。

適量生産・適正価格	受注生産モデルであること。
-----------	---------------

<証明方法>以下の資料を提出すること。

- ・受注枚数と生産枚数との差が5%以下に収まっていることがわかる資料。
(但し、1反取り切りの枚数の場合は、その旨を記載)

(5)ロングライフ

(5)-1:リペア、メンテナンス

申請する製品は、以下の内容に適合していること。

リペア、メンテナンス	リペア情報を製品のケアラベルに表示していること。
------------	--------------------------

<証明方法>以下の資料を提出すること。

- ・製品のケアラベルの印字内容がわかる資料。副資材指示書等の場合は FINAL 版であること。

(5)-2:洗濯耐久性

申請する製品は、水洗い可能な製品で、以下の内容に適合していること。
色展開がある場合は、申請を希望する色で試験を実施すること。

実用洗濯 50 回	製品外観:異常のないこと 変退色:4級以上 寸法変化率:織物/+2~-3%以内 編物/+3~-6%以内 斜行:織物/3%以内、編物/6%以内	<洗濯・乾燥方法> 洗濯絵表示通り
-----------	--	----------------------

<証明方法>以下の資料を提出すること。

5 項の<協力検査測定機関>による試験報告書。

試験はバルク製品で実施すること。

試験報告書は発行日から6ヶ月以内のものに限る。

(5)-3:黒の色褪せ防止

申請する製品は、黒色の下記対象素材 100%*を身生地を使用した水洗い可能な製品を対象とし、以下の内容に適合していること。

実用洗濯 10 回	身生地の変退色が4級以上であること。	<洗濯・乾燥方法> 洗濯絵表示通り
-----------	--------------------	----------------------

*:綿、麻及びレーヨン等の再生繊維。但し、再生繊維はスパン糸使いに限る。

10%以内の機能糸(例:ストレッチ糸等)混用のものを含む

<証明方法>以下の資料を提出すること。

5 項の<協力検査測定機関>による試験報告書。

試験はバルク製品で実施すること。

試験報告書は発行日から6ヶ月以内のものに限る。

6-3.動物福祉に関する基準と証明方法

申請する製品は、以下(1)~(4)のいずれか又は全ての項目を選択し、適合すること。

(1)羊へのレスポンシビリティ

申請する製品は、製品中のウール原料の全てに以下に適合した原材料を使用していること。

羊へのレスポンシビリティ	① ミュールジングをしていない原材料を使用していること ② 第三者認証*が求める動物福祉に関する要求事項を満たしている原材料を使用していること
--------------	--

*Textile Exchange の Responsible Wool Standard 等

<証明方法>以下の資料を提出すること。

① ミュールジングのステータスがわかる原材料(原毛)の証明書。(但し、適合を認めるミュールジングのステータスは NM 及び CM のみを対象とする。)

② 原材料における第三者認証の証明書。(但し、当該製品に使用されている原材料の証明書であること)

<レベル分け>

なお、本項への適合は、以下の2つのレベル分けを行う。

レベル1:①にのみ対応

レベル2:②に対応

(2)アンゴラ山羊へのレスポンスビリティ

申請する製品は、製品中のモヘア原料の全てに以下に適合した原材料を使用していること。

アンゴラ山羊へのレスポンスビリティ	第三者認証*が求める動物福祉に関する要求事項を満たしている原材料を使用していること
-------------------	---

*Textile Exchange の Responsible Mohair Standard

<証明方法>以下の資料を提出すること。

原材料における第三者認証の証明書。(但し、当該製品に使用されている原材料の証明書であること)

(3)アルパカへのレスポンスビリティ

申請する製品は、製品中のアルパカ原料の全てに以下に適合した原材料を使用していること。

アルパカへのレスポンスビリティ	第三者認証*が求める動物福祉に関する要求事項を満たしている原材料を使用していること
-----------------	---

*Textile Exchange の Responsible Alpaca Standard

<証明方法>以下の資料を提出すること。

原材料における第三者認証の証明書。(但し、当該製品に使用されている原材料の証明書であること)

(4)アヒル・ガチョウへのレスポンスビリティ

申請する製品は、製品中のダウンやフェザー原料の全てに以下に適合した原材料を使用していること。

アヒル・ガチョウへのレスポンスビリティ	第三者認証*が求める動物福祉に関する要求事項を満たしている原材料を使用していること
---------------------	---

*Textile Exchange の Responsible Down Standard

<証明方法>以下の資料を提出すること。

原材料における第三者認証の証明書。(但し、当該製品に使用されている原材料の証明書であること)

6-4.サプライチェーンの透明性に関する基準と証明方法

(1)透明性の確保

申請する製品は、以下の内容に適合していること。

生産工程のトレーサビリティ	サプライチェーンの全工程が可視化されていること
---------------	-------------------------

<証明方法>以下の資料を提出すること。

当該製品の生産工程における全工程の工場名が記載されている資料。

6-5.地域経済の活性化に関する基準と証明方法

(1)Japan made

申請する製品は、以下の内容に適合していること。

Japan made	紡績～縫製までの全工程を日本国内で実施していること
------------	---------------------------

<証明方法>以下の資料を提出すること。

当該製品の生産工程における紡績～縫製までの全工場名が記載されている資料

■ 革製品

1. 適用範囲

革製品のうち、

- ・衣料品 (ジャケット、パンツ、スカート等)、手袋、帽子、ベルト、靴、かばん等
- ・インテリア製品 (クッションカバー等)

2. 対象

最終製品

※但し、外面積の 60%以上に 3 で定義する革を使用していること。

3. 定義

Re-Creation で認証する革製品は、以下の①の要件を満たしているものとし、かつ②～④のいずれかの要件を満たしていることとする。

< 必須要件 >

① JIS L 6541:2024 に規定する革、レザーの定義、および ISO15115:2019 に基づく天然皮革であること。但し、仕上げ・塗装膜厚が 0.15mm 以下のものに限る。

< 選択要件 >

② 対象とする動物は、牛、馬、豚、羊、山羊のいずれかの銀付き革であり、肉 (食料) の副産物であること。

③ 製革工程で排出される肉面側の残革 (床革) であること。

④ 使用原料が条約、法規性に適合していること。

4. 協力検査測定機関

< 人体への安全性 >

- ・一般社団法人日本皮革産業連合会の日本エコレザー認定指定検査機関

5. 認証基準と証明方法

(1)雇用倫理・・・申請する製品において、なめし工程から縫製工程までの全工程において下記を遵守していること。(原皮は対象外)

強制労働	ILO 第 29 号、第 105 号を遵守していること
児童労働	ILO 第 138 号、第 182 号を遵守していること
最低賃金	ILO 第 131 号を遵守していること

ILO (International Labour Organization) : 国際労働機関

【強制労働】

<ILO 第 29 号>

[1930 年の強制労働条約\(第 29 号\) \(ilo.org\)](http://ilo.org)

■正式名：強制労働に関する条約

[概要]

すべての強制労働の使用を、できる限り短い期間のうちに廃止することを目的とした条約。この条約で、強制労働というのは、処罰の脅威によって強制され、また、自らが任意に申し出たものでないすべての労働のことである。もっとも、純然たる軍事的性質の作業に対し強制兵役法によって強制される労務、国民の通常の市民的義務を構成する労働、裁判所の判決の結果として強要される労務、緊急の場合、例えば戦争、火災、地震、猛烈な流行病その他のような災害またはそのおそれのある場合に強要される労務、軽易な地域社会の労務であって通常の市民的義務と認められる労務などは包含されない。強制労働が完全に廃止されるまでの経過期間中において、例外の措置として使用されるときには、この条約に決めた条件に従わなくてはならない。

<ILO 第 105 号>

[1957 年の強制労働廃止条約\(第 105 号\) \(ilo.org\)](http://ilo.org)

■正式名：強制労働の廃止に関する条約

[概要]

[1930 年の強制労働条約\(第 29 号\)](http://ilo.org) を補強・補完する条約。

この条約を批准する国は、次に掲げる手段、制裁または方法としてのすべての種類の強制労働を廃止し、これを利用しないことを約束する。

- f. 政治的な圧制もしくは教育の手段、または政治的な見解もしくは既存の政治的・社会的もしくは経済的制度に思想的に反対する見解を抱き、もしくは発表することに対する制裁
- g. 経済的発展の目的のために、労働力を動員し利用する方法
- h. 労働規律の手段
- i. ストライキに参加したことに対する制裁
- j. 人種的・社会的・国民的または宗教的差別待遇の手段

この条約を批准する国はまた、前記のような強制労働を即刻かつ完全に廃止するために必要な効果的な措置をとることを約束する。

【児童労働】

<ILO 第 138 号>

[1973 年の最低年齢条約\(第 138 号\) \(ilo.org\)](http://ilo.org)

■正式名：就業が認められるための最低年齢に関する条約

[概要]

過去に採択された同分野における 10 条約を改正するこの条約は、児童労働の廃止と若年労働者の労働条件向上を目的に、就業の最低年齢を義務教育終了年齢と定め、いかなる場合も 15 歳を下回ってはならないものとする。しかし、開発途上国の場合は、さしあたり 14 歳とすることも認められる。

若年者の健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業については、最低年齢は 18 歳に引き上げられる。軽易労働については、一定の条件の下に、13 歳以上 15 歳未満の者の就業を認めることができる(途上国の場合には 12 歳以上 14 歳未満)。演劇などへの出演については、例外が認められる。適用範囲は、少なくとも鉱業・土石採取業、製造業、建設業、電気・ガス・水道事業、衛生事

業、運輸・倉庫・通信業、農業的企業を含むものとされる。一般教育、職業教育または専門教育のための学校その他の訓練施設等における労働には適用されない。

<ILO 第 182 号>

[1999 年の最悪の形態の児童労働条約\(第 182 号\) \(ilo.org\)](#)

■正式名:最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約

[概要]

1973 年に採択された[最低年齢条約\(第 138 号\)](#)及び[同勧告\(第 146 号\)](#)を補足するものとして、18 歳未満の児童による最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するための即時の効果的な措置を求める。最悪の形態の児童労働は次のように規定される。

- a. 児童の人身売買、武力紛争への強制的徴集を含む強制労働、債務奴隷などのあらゆる形態の奴隷労働またはそれに類似した行為
- b. 売春、ポルノ製造、わいせつな演技のための児童の使用、斡旋、提供
- c. 薬物の生産・取引など、不正な活動に児童を使用、斡旋または提供すること
- d. 児童の健康、安全、道徳を害するおそれのある労働

批准国は刑罰を含み、条約の効果的な実施を確保するための措置を講じる必要がある。児童労働撤廃における教育の重要性に配慮しながら、定められた期限までに、防止、働く児童の児童労働からの引き離し、社会統合、影響からの回復、無償の基礎教育や職業訓練を受ける機会の確保、特別な危険にさらされている児童への援助、女兒の特別な事情の考慮といった目的を達成するための効果的な措置を講じるよう求められている。条約の実施に責任を負う権限ある機関の指定、条約の効果的な実施を監視する適当な仕組みの設置または指定、最悪の形態の児童労働を優先的に撤廃するための行動計画の作成・実施も求められている。社会開発・経済発展、貧困撲滅計画等への支援を含む、国際的な相互協力・援助の強化についても規定される。

[同名の補足的勧告\(第 190 号\) \(正式名\(採択時仮訳\):最悪の形態の児童労働の禁止及び撲滅のための即時の行動に関する勧告\)](#)が同時に採択されている。

【最低賃金】

<ILO 第 131 号>

[1970 年の最低賃金決定条約\(第 131 号\) \(ilo.org\)](#)

■正式名: 開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約

[概要]

この条約の批准国は、雇用条件に照らして対象とすることが適当な賃金労働者のすべての集団に適用される最低賃金を決定し、かつ随時調整できる制度を設置する。制度の対象集団の決定は権限ある機関が、関係のある代表的労使団体と合意または十分に協議して行う。最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素には、可能かつ適当である限り、次のものを含む。

3. 労働者と家族の必要であって国内の一般的賃金水準、生計費、社会保障給付及び他の社会的集団の相対的生活水準を考慮したもの
4. 経済的要素(経済発展上の要請、生産性水準並びに高水準の雇用を達成・維持する必要性を含む)

<証明方法>

本項目への適合を利用申請書(別紙1)への記載および、以下3パターンの中のいずれかの証明書を提出することで証明すること。

パターン A: 第三者認証の証明書(本項への適合が証明できる認証に限る)

パターン B: 生産品証明書(別紙2)および第三者監査機関による工場監査報告書(本項への適合が証明できるものに限る)

パターン C: 生産品証明書(別紙2)および CSR 工場監査要求事項調査票(別紙3)の書類

(2)人体への安全性

申請する製品は、以下の内容に適合していること。

人体への安全性 (有害化学物質の規制)	第三者認証*が求める製品安全性能に関する要求事項を満たしていること。
------------------------	------------------------------------

*一般社団法人日本皮革産業連合会の日本エコレザー認定

<証明方法>以下の資料を提出すること。

最終製品の対象部位*において、日本エコレザー基準のブロンズレベルの規制値をクリアしていることを証明する資料(試験報告書等)。規制値は最新版を採用していること。但し、摩擦堅牢度は不要。

*2項の<対象>を参照

(3)ロングライフ-リペア、メンテナンス

申請する製品は、以下の内容に適合していること。

リペア、メンテナンス	・長期使用に関する情報を製品のラベル、下げ札等に記載していること。(色落ち、硬化及び劣化、アイロンかけに対する注意事項、手入れ・保管方法等) ・革及び革以外の部位(繊維製の裏地等)のリペア対応が可能なこと。
------------	--

<証明方法>以下の資料を提出すること。

・製品のケアラベルや下げ札等の記載内容がわかる資料。副資材指示書等の場合は FINAL 版であること。